

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会について

令和4年9月29日

国土交通省 九州地方整備局
武雄河川事務所

学識者懇談会の目的

1. **整備計画の内容の点検**を継続的に実施し意見を述べる
 - ①河川を取り巻く社会状況の変化
 - ②流域内の状況の変化
 - ③河川整備計画の進捗状況
 - ④当面の整備予定
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に、**整備計画変更原案に対して意見を述べる**
3. 整備計画内容の点検において、5年に一度実施する**事業再評価(継続や見直し等)**や**事業完了後5年以内に実施する事後評価**について審議を行う

事業再評価の目的と懇談会の位置づけ

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、**事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。**

2. 事後評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事後評価を行い、**事業の効果、環境の影響等の確認を行い、必要に応じ、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。**

3. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって**事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。**

4. 懇談会の位置づけ

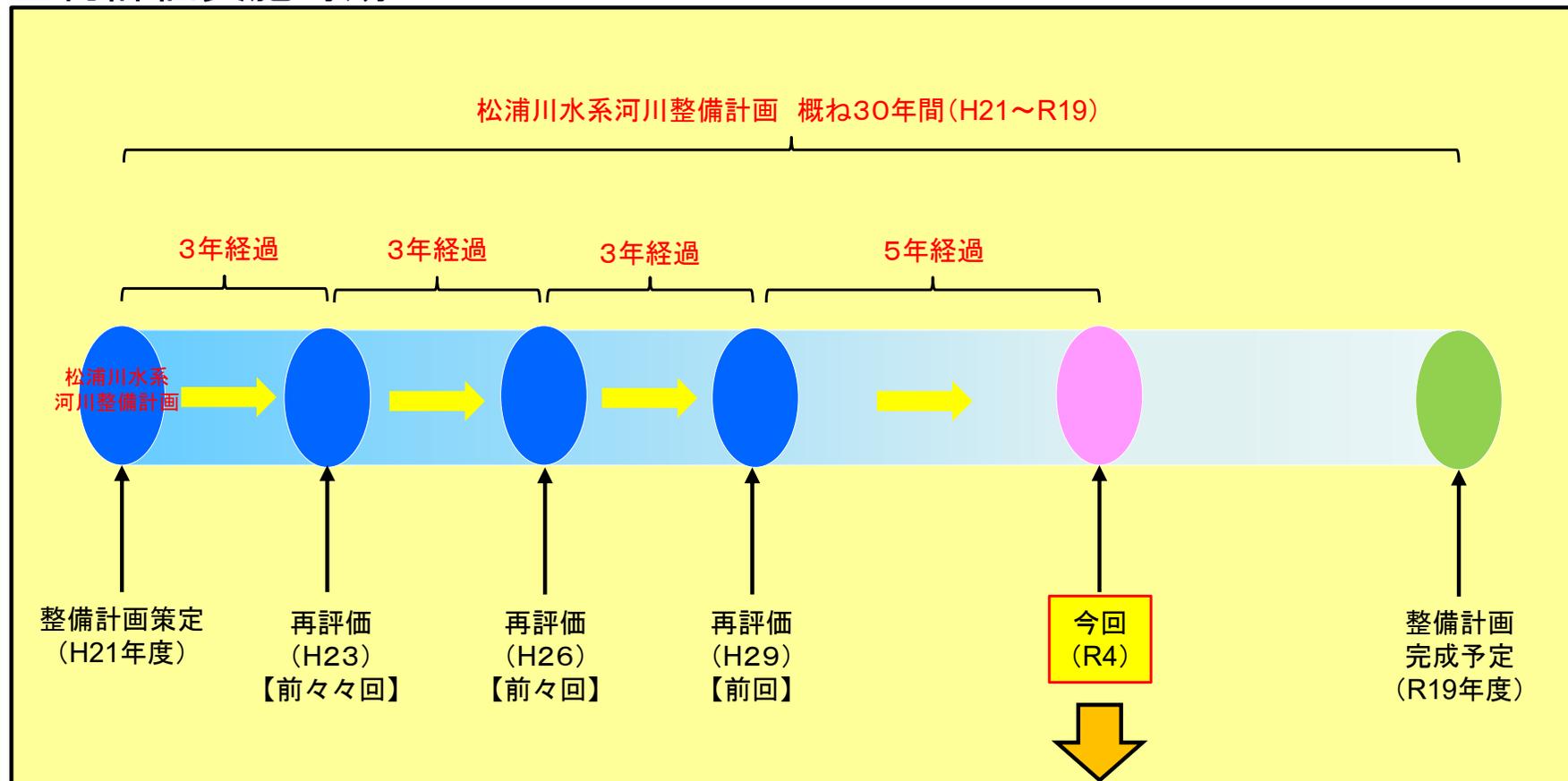
河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために**学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

河川整備計画の点検、事業の再評価について審議

「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」において、松浦川の河川整備計画内容の点検を行うとともに、事業継続についての審議を行う。

(前回再評価(H29)より5年が経過) ※要領の改訂により、H30以降は3年から5年に変更

■再評価実施時期



公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の
一層の向上を図るため、再評価を実施。